10　受験手続

⑴　インターネットによる申込みの場合

ア　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

申し込むことができる地域試験の区分は一つに限る。

受験の申込みの受理後における地域試験の区分及び第１次試験の試験地の変更は認めない。ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成27年６月22日（月）９時から７月１日（水）までとし、７月１日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

イ　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

⑵　郵送又は持参による申込みの場合

ア　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、人事院の地方事務局及び沖縄事務所において交付する。

イ　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、６⑶の受けようとする第１次試験地に対応する地域と同一の次に掲げる地域に対応する申込先に提出すること。

申し込むことができる地域試験の区分は一つに限る。

受験の申込みの受理後における地域試験の区分及び第１次試験の試験地の変更は認めない。ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成27年６月22日（月）から６月24日（水）までとし、郵便又は信書便による申込みは、６月24日（水）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

（地　域）	（申　込　先）	
北海道地域	人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
東北地域	人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３―２―23
関東甲信越地域	人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１―１
東海北陸地域	人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２―５―１
近畿地域	人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１―１―60
中国地域	人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
四国地域	人事院四国事務局	〒760―0068　高松市松島町１―17―33
九州地域	人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
沖縄地域	人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

ウ　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３）に行うこと。

⑵　受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合には、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第５７５号

横浜市都筑区中川３丁目28番16号　ボナール７番館205

債務者　松田　　哲

1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　八木美紀子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月23日午前10時10分

5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２号

愛知県稲沢市長野３丁目14番２号

債務者　戸﨑　博之

1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　朝倉　寿宜

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午前11時

5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１１５１号

大阪市生野区巽東３丁目15番22号

債務者　野下みよ子

1　決定年月日時　平成27年４月21日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中尾　佳永

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８５号

大阪市平野区加美北５丁目９番３―517号

債務者　久保かおる（旧姓大岩）

1　決定年月日時　平成27年４月21日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山川　哲弥

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３２８号

大阪市生野区勝山南１丁目14番４号　ハイム松風102

債務者　津守　亮太

1　決定年月日時　平成27年４月21日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　北嶋　紀子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４０３号

大阪府摂津市一津屋１丁目19番１号

債務者　Ｊ´ｓカーサービスこと　廣田　臣忠

1　決定年月日時　平成27年４月21日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山田　尚史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２号

愛媛県松山市辻町13番15号　グレース辻町211号

債務者　伊藤　光治

1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中村　正夫

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午後１時40分

5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで

松山地方裁判所民事部